



住宅火災に気をつけましょう



11月に入り、会津若松広域管内で火災が相次いでいます。
住民の皆様には、暖房器具や電化製品の取扱い、火の取扱い等に十分注意していただき、大切な命や財産を守ってください。

4つの対策

1. 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
2. 火災の広がりを防ぐため、**寝具、衣類及びカーテンを防災製品にする。**
3. 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**を設置する。
4. **お年寄りや身体の不自由な人を守るために、近所との協力体制を作る。**



↑住宅用火災警報器



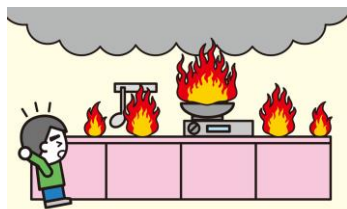
↑防災製品ラベル



←業務用消火器(左)は電気・油にも対応。簡易消火器(右)は、威力は業務用より弱いが使いやすく、スプレー式や粉末式など様々な種類がある。

3つの習慣

1. **寝たばこは絶対やめる。**
2. **ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。**
3. **ガスコンロ、IHクッキングヒーターなどのそばから離れる時は、必ず火を消す。**



※IHクッキングヒーターなどの、直接火を使用しない設備でも、少ない天ぷら油で調理する、IH非対応の鍋を使用するなどの誤使用で、火災が発生するおそれがあります。

会津若松消防本部 予防課 ☎0242-59-1403

会津若松消防署 ☎0242-25-1200

猪苗代消防署 ☎0242-62-4433

会津坂下消防署 ☎0242-84-2119

会津美里消防署 ☎0242-54-3934